

〔釋日本紀十訓六〕肥後國風土記曰、玉名郡長渚濱在西行之都昔者大足彥天皇○景誅球磨噲噪還駕之時泊

御船於濱云々又御船左右遊魚多之棹人吉備國朝勝見以鉤釣之多有所獲即獻天皇勅曰所獻之魚此爲何魚朝勝見奏申未解其名止似鱈魚耳歷御覽曰俗見多物即云爾陪佐爾所獻魚甚此多有可謂爾陪魚今謂爾陪魚其緣也

〔源平盛衰記二十五〕鰐奏吉野國栖事

鰐ハラカツリトハ魚也天智天皇ノイマダ位ニ即給ハザリケル時君ハ乞食ノ相御座スト申ケレバ我帝位ニ即テ乞食スベキニアラズ備ヘル相又難遁歟御位以前ニ其相ヲ果サントテ西國ノ御修行アリ筑後國江崎小佐島ト云所ヲ通ラセ給ケルニ渡ニ臨ミ給ヒタレ共供御進スル者モナカリケリ網ヲ引海人ニ魚ヲメサレテ御疲ヲ休メサセ給ヒ我位ニツキナバ必供御ニメサレント被思召其名ヲ御尋アリケレバ鰐ト奏シ申ケリ帝位ニツカセ給テ思召出ツ被召テ供御ニ備ケリ其ヨリシテ此魚ハ祝ノタメシニ備フト申

〔公事根源正月〕元日節會

一日

腹赤の贊とて魚を筑紫より奉るなり昔はやがて節會などに供しけるにや腹赤の食様とてくいさしたるを皆とりわたりしてくひたり景行天皇の御宇筑紫の國宇土の郡長濱にて海人是を釣て奉る其後聖武天皇の御時天平十五年正月十四日大宰府より是を奉けるこれよりして年毎の節會に供すべきよし定おかれたるなり腹赤とはますと申魚の事なり

〔年中行事歌合〕三番 右勝

腹赤御贊

はつ春の千代のためしの長濱につれるはらかも我君のため

判者申云略○右歌は筑紫より腹赤の魚とて奉るなり昔は節會の御膳などにやがて供じけるにや腹赤の食やうとくひさしたるを皆とりわたりして食けりいとおもきらはしきやう